

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表 ( その 1 )

実施消防機関数 ( )

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			警察機関との協力状況	実施期間
			実施車両数	基準不適合車両数	無許可車両数	実施車両数	基準不適合車両数	認識状況不良車両数		
道路上			( )	( )	( )				有 断 無 断	
常置場所			( )	( )	( )	/	/	/	/	
危険物の積みおろし場所			( )	( )	( )				/	
その他			( )	( )	( )				/	
合計	/		( )	( )	( )				/	/

(注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両(以下「移動タンク貯蔵所等」という。)の立入検査の結果を総括して記載すること。

2 「道路上」には、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合を含む。

3 「常置場所」とは、完成検査済証に記載された常置場所をいう。

4 「その他」とは、「道路上」、「常置場所」及び「危険物の積みおろし場所」以外の場所をいう。

5 「基準不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

6 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。

7 移動タンク貯蔵所の「実施車両数」、「基準不適合車両数」又は「無許可車両数」欄の( )内には、他の行政庁の許可に係る車両数を内書きで記載すること。

8 危険物運搬車両の「認識状況不良車両」とは、本文3、(2)、イが不良と認められる車両をいう。

9 欄及び表中の実施消防機関数については、次の例により記載すること。

例) A消防本部が道路上で3日間、B消防本部が道路上で1日及び常置場所で2日間実施した場合、実施消防機関数( )欄は2、表中の道路上及び常置場所の実施消防機関数の欄はそれぞれ、2、1と記入すること。

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その2）

（都道府県名

）

項		目	車 両 数	
移	貯蔵、取扱い の基準不適合 (法10条3項)	許可品名以外の貯蔵(令24条1号)		
		貯蔵、取扱いの不備による漏えい等 (令24条8号、令26条1項7号)	マホールのふた不適合	
			完成検査済証等備え付け義務違反(令26条1項9号)	
		その他の貯蔵、取扱いの基準違反(令24条～27条(上記の各項目を除く。))		
動 タ ン ク 貯 蔵 所	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)			
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	
			変形、破損	( )
	その他			
	附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	変形、破損		
		機能不良		
		その他		
	維持義務違反 (法12条1項)	配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9～12号)	変形、破損	( )
			機能不良	
			その他	
	貯 蔵 所	電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)		
		表示、標識の未設置等(令15条1項17号)	未設置、不足	
その他				
消火器の未設置等(令20条)		未設置、不足		
		その他		
その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記の各項目を除く。))				
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条2項)	IMDGコード不適合			
給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)				
アルルアルニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)				
移送の基準 不適合	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)			
	運転要員不足(令30条の2・2号)			
	危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)			

	(法16条の2)	その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3号～5号)			
	定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)		水圧試験未実施		
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)				
危 険 物 運 搬 車 両	運搬の基準 不適合 (法16条)	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)			
		積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合(令29条1号、2号)		( )
			積載不適合(令29条3号、4号、7号)		
			被覆不適合(令29条5号)		
			混載不適合(令29条6号)		
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標識(令30条1項2号)	未 掲 示 、 不 足		
			そ の 他		
		消火器 (令30条1項4号)	未 設 置 、 不 足		
			そ の 他		
	そ の 他				
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良				

- (注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所又は危険物運搬車両の基準不適合車両について、左欄の項目に該当する車両の数を記載すること。なお、1台の車両で2以上の項目に該当する場合は、各々の項目に記載すること。
- 2 ( ) 内には、漏えいのあった数を再掲すること。
- 3 マンホールのふた不適合は貯蔵、取扱の不備による漏えい等数の内数とすること。
- 4 IMDGコード不適合は積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合数の内数とすること。
- 5 水圧試験未実施数は定期点検に係る義務違反数の内数とすること。

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その3）

（ 都道府県名 ）

措置を必要とした事項	措 置 状 況	実 施 消 防 機 関 名	移動タンク貯蔵所・ 危険物運搬車両の別

（注）1 この表には、無許可車両（無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両）、危険物の漏えいが認められた車両、移送停止・運搬停止の指示を行った車両について、措置を必要とした事項及び措置状況を記載すること。

2 「移動タンク貯蔵所・危険物運搬車両の別」の欄には、「移動」又は「運搬」のいずれかを記載すること。

## 移動タンク貯蔵所等立入検査結果表 ( 突合表その 1 )

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両		警察機関との協力状況	実施期間
			実施車両数	基準不適合車両数	無許可車両数	実施車両数	基準不適合車両数		
道路上	A1	B1	C1 ( c1 )	D1 ( d1 )	E1 ( e1 )	F1	G1	有 H1 箇所 無 I1 箇所	
常置場所	A2	B2	C2 ( c2 )	D2 ( d2 )	E2 ( e2 )	/	/	/	
危険物の積み おろし場所	A3	B3	C3 ( c3 )	D3 ( d3 )	E3 ( e3 )	F3	G3	/	
その他	A4	B4	C4 ( c4 )	D4 ( d4 )	E4 ( e4 )	F4	G4	/	
合計	/	B5	C5 ( c5 )	D5 ( d5 )	E5 ( e5 )	F5	G5	/	/

下式により突合を取ること。

1 A0 A1, A0 A2, A0 A3, A0 A4

2 B1=H1+I1

3 C1 c1, C2 c2, C3 c3, C4 c4, C5 c5, D1 d1, D2 d2, D3 d3, D4 d4, D5 d5, E1 e1, E2 e2, E3 e3, E4 e4, E5 e5

4 B5=B1+B2+B3+B4, C5=C1+C2+C3+C4, c5=c1+c2+c3+c4, D5=D1+D2+D3+D4, d5=d1+d2+d3+d4, E5=E1+E2+E3+E4, e5=e1+e2+e3+e4, F5=F1+F3+F4, G5=G1+G3+G4

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（突合表その2）

（都道府県名）

）

項		目	車 両 数		
移	貯蔵、取扱い の基準不適合 (法10条3項)	許可品名以外の貯蔵(令24条1号)			
		貯蔵、取扱いの不備による漏えい等 (令24条8号、令26条1項7号)	マンホールのふた不適合	J	
				K	
		完成検査済証等備え付け義務違反(令26条1項9号)			
	その他の貯蔵、取扱いの基準違反(令24条～27条(上記の各項号を除く。))				
動 タ ン ク 貯 蔵 所	設備等の基準 維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)			
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆		
			変形、破損	L ( l )	
			そ の 他		
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	変形、破損		
			機能不良		
			そ の 他		
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9～12号)	変形、破損	M ( m )	
			機能不良		
			そ の 他		
		電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)			
		表示、標識の未設置等(令15条1項17号)	未設置、不足		
			そ の 他		
消火器の未設置等(令20条)	未設置、不足				
	そ の 他				
その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記の各項号を除く。))					
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条2項)		N			
	IMDGコード不適合	O			
給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)					
アルルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)					
移送の基準 不適合	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)				
	運転要員不足(令30条の2・2号)				
	危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)				

	(法16条の2)	その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3号～5号)			
	定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)			P	
				水圧試験未実施	Q
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)				
危険物 運搬車両	運搬の基準 不適合 (法16条)	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)			
		積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合(令29条1号、2号)		R ( r )
			積載不適合(令29条3号、4号、7号)		
			被覆不適合(令29条5号)		
			混載不適合(令29条6号)		
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標識(令30条1項2号)	未 掲 示 、 不 足		
			そ の 他		
		消火器 (令30条1項4号)	未 設 置 、 不 足		
			そ の 他		
	そ の 他				
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良				

下式により突合を取ること。

J K, L I, M m, N O, P Q, R r